

「県民意見」の概要と整理項目

平成 14 年 9 月 3 日
もんじゅ安全性調査検討専門委員会事務局

1. 「県民意見」の整理項目

< 検討課題（13 項目） >

・安全性に対する技術的課題

3 「もんじゅ」事故

4 ナトリウム漏えい対策

5 温度計の破損と交換

6 高速増殖炉の安全性

7 蒸気発生器の安全性

8 蒸気発生器の検査装置

9 耐震安全性

10 放射線管理

・上記以外の検討課題

1 原子力総論

2 高速増殖炉総論（必要性和海外）

11 もんじゅ委員会に対する意見

12 県に対する意見

13 サイクル機構に対する意見

（ ____：これまでに審議した課題）

2. 前回の委員会での審議事項

第 10 回委員会（7 月 26 日）

○ 耐震安全性について

・原子力施設の耐震と活断層

（東京大学名誉教授：小島圭二）

・地震と地震動の想定 - 活断層を中心として -

（神戸大学都市安全研究センター教授：石橋克彦）

・原子力発電所の耐震設計

（（株）大林組東京本社 原子力本部 技術部長：渡部征男）

・「もんじゅ」の耐震設計 （核燃料サイクル開発機構）

○ 今後の委員会の進め方について

3. 「県民意見の募集」について

委員会では、「もんじゅ」全体の安全性に係る「県民意見の募集」を、平成 13 年 8 月 7 日から行っており、同年 9 月 6 日までに 40 名の方から意見をいただいた。

これらの意見をもとに、9 月 22 日に「県民の意見を聴く会」を若狭湾エネルギー研究センターで開催し、16 名の方から直接意見をお聴きした。

「県民の意見」は、その後も継続して募集しているが、前回委員会において、会場から新たに 1 件の意見が寄せられた。

この意見については、検討課題 13 項目の「耐震安全性」の中に追加している。

〔意見受付 No.37 (住所：福井市)〕

- ・ 建築基準法の施行令が大きく変わり、地震の計算の仕方も大分変わってきた。現行の建築基準法の取り扱いではレベル 1 の地震が 25 カイン、レベル 2 の地震が 50 カインでやることを他の方法とともに、これを必ず建築センターが必須としている。
- ・ 25 カイン、50 カインについては、建築基準法に基づく告示で規定されている。その告示では、いくつかのやり方をあげて、かつ、それは審査を受けなければならないが、審査は今は建築センターか大阪の総合試験所で両方やることになっている。両方の規定とも、25 カイン 50 カインで 3 つの波を使ってやりなさいと明確になった。
- ・ 今まで、そのあたりがはっきりしていなかったが、今度ははっきりになった。しかも、それは超高層ビルに限るというわけではなく、「もんじゅ」もそうだが 60m を超える建物、あるいはそれに準ずる 31m を超えるコンクリートの建物、これについて適用することになっている。これらは建築基準法ですべてが当てはまるわけであるから、本当は例外がない。
- ・ 新しい規定で、今やろうとすると、25 カイン、50 カインという数字が生きてくるため、当然、今と同じ「もんじゅ」を建てようとするとは建築の許可は得られない。こういう矛盾が今起きている。
- ・ 原子炉のない「もんじゅ」と同じ建物をあの場所へつくろうとすると、許可は出ないのではないか。

4. 「県民意見」の概要

- これまでの委員会で審議した項目（安全性に対する技術的課題）

（ P 4 ～ P 15 ）

- （ 3 ）「もんじゅ」事故
- （ 4 ）ナトリウム漏えい対策
- （ 5 ）温度計の破損と交換
- （ 6 ）高速増殖炉の安全性
- （ 7 ）蒸気発生器の安全性
- （ 8 ）蒸気発生器の検査装置
- （ 9 ）耐震安全性
- （ 10 ）放射線管理

- 上記以外の項目

（ P 16 ～ P 23 ）

- （ 1 ）原子力総論
- （ 2 ）高速増殖炉総論（必要性和海外）
- （ 11 ）もんじゅ委員会に対する意見
- （ 12 ）県に対する意見
- （ 13 ）サイクル機構に対する意見

*（ ）内は項目番号